

政令第三百三十四号

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年三月二十四日とする。

理由

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。